

令和6年度 周南市男女共同参画審議会議事録

1 開催日時 令和6年6月20日（木）14時00分～15時35分

2 開催場所 周南市シビック交流センター 交流室1

3 出席委員

委員（16名） ※3名欠席	牛島会長、中村副会長、中川委員、田中委員、船井委員、米田委員、三浦委員、宮本委員、江田委員、丸山委員、酒井委員、近間委員、富永委員、福原委員、毎田委員、松下委員
事務局	環境生活部長、環境生活部次長、人権推進課2名

4 開会

5 市長あいさつ

6 委員の自己紹介

7 会長・副会長の選任

（互選により牛島委員が会長、中村委員が副会長に決定）

8 諮問

9 議事

(1) 令和5年度周南市男女共同参画事業について

○**会長** まず、「(1) 令和5年度周南市男女共同参画事業」について、事務局の説明を求めます。

○**事務局** 「令和5年度周南市男女共同参画事業」につきまして、男女共同参画室の事業説明をいたします。資料1をご覧ください。

男女共同参画室はすまいるプラン周南～後期～に基づき、啓発事業及び地域リーダーの育成を行っております。

主な啓発事業は、講座等の開催、男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行、男女共同参画週間や月間における普及活動、DVに関する啓発等でございます。

資料1 ページの2の(1)にあげております、5年度の講座等の開催につきまして、①の男女共同参画推進員の企画講座は、ハートフル人権セミナーや、こどもゆめまつりなどで手づくりの紙芝居の上演等を実施することができました。

②男女共同参画セミナーにつきましては、参加者の利便性を重視し、会場を周南市役所に設定してリモートを併用して開催いたしました。

また、DV防止の重要啓発といたしまして、③のデートDV防止講座を市内の大学、高等専門学校等で開催しております。

④の周南公立大学へ委託しております、男女共同参画委託事業は、「分かち合おう！地域も家庭も」と題して、遠石市民センターで、3回にわたり、講演、パネルディスカッションを実施していただきました。

全体的にみて5年度は、新型コロナウイルス感染症の収束化により、イベントへの参加などが増加したため、受講者は昨年度と比べて増加しております。

このほか、本日資料としてお手元に配布しております、男女共同参画情報誌「じょいんと」は、研修やセミナーで配布するほか、図書館や市民センター、市役所の啓発コーナーなどに設置しているほか、4年度からは市内の中学校生徒・保護者に配布しております。

2 ページ目の(3)～(7)は、各週間、月間での啓発、庁内での啓発周知等の取組状況を掲げております。

次に地域リーダーの育成としまして、男女共同参画推進員に関するご説明をいたします。資料は2 ページ～3 ページの3 (1) です。

男女共同参画の地域リーダーとして、男女共同参画推進員9名が活動しています。推進員は徳山、新南陽、熊毛、鹿野から選出された方々で、市が委嘱しております。山口県内でも男女共同参画推進員は周南市のみで、市の施策への協力をはじめ、地域において男女共同参画を推進する役目を担っています。

男女共同参画室は事務局として、推進員の活動を支援するほか、地域リーダーとしての資質を高めていけるよう研修などで育成を進めておりまして、推進員の具体的な活動

につきましては、資料6ページでございます。また、このほかの市民活動支援につきましては、(2)のとおりです。

続きまして、資料の3ページ下部から4ページをご覧ください。

4 審議会等への女性の登用についてご説明いたします。

男女共同参画推進条例第11条において、市の審議会や委員会などの委員を委嘱するときは女性の割合が4割となるよう努めることとしております。

4ページのグラフにありますとおり、市の審議会等における女性の登用率については、目標指数40%のところ、令和6年4月1日は34.1%で前年より1.5%上昇、女性委員のいる審議会の割合は目標指数95%のところ、令和5年度は87.9%で前年より1.0%低下しています。

今後も引き続き、男女の比率に配慮した選出に努めるよう勧奨してまいります。

次に5 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証についてです。

この認証は山口県の事業で、仕事と家庭、地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、女性の育成、登用といった女性活躍の取組を行う企業等の事業者のことで、山口県はこれらの事業者を認証し、その取組を紹介するとともに、各種情報の提供や、入札評価による支援を行っています。

本市の基本計画における、認証事業者数の目標数値は70事業者で、令和6年3月現在、周南市では72事業者と目標値に達しました。県内では832事業者が認証されています。今後とも県とともに周知活動を継続してまいります。

○会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等があればお願いいたします。

○委員 2件ございまして、まず1ページ目のデートDV防止講座なんですけれども、対象が違うのか、内容によるのかもしれないですけども、人数が少ないような気がしております。例えば3年生対象とか、そういう感じなのか。それとも、女子生徒だけを対象にしてるのかなと思っております。もしそうなら、最近、色々と犯罪に発展するストーカー事案とかもありますし、そういったところでも暴力を振るう加害者がどっちかって言ったらおかしいですけども、男女どちらでも加害者にも被害者にもなる可能性があると思いますので、もし女子生徒だけなら、男性生徒も対象にしたほうがいいんじゃないか

など思うので、ちょっと確認といえますか、要望といえますかです。

もう一個、DV相談先の周知ですね、2ページの(4)の2なんですけども、公共施設とかのトイレに相談カードの設置というのがあるんですけども、去年の12月でしたか、池袋の暴走事故被害者の遺族の方が来られて講演会があったんですけども、その時に同行したあいの会という団体の理事の方が、「周南市役所はこのトイレに行っても、男性用のトイレも含めて相談カードが置いてあって素晴らしい」とおっしゃっていました。全国的にも珍しいとおっしゃっていました。私は周南市民なんで、周南市の公共施設しか利用しないので、外の方から見ると素晴らしいことっていうことだったので、ぜひ継続していただければと思います。

○事務局 まずデートDV防止講座について、大学、高等専門学校等に呼びかけをさせていただいており、山口きらめき財団を通して実施していただいているところで、人数的には昨年度の参加者は409人ということで、できるだけこのあたりについては少し増やしたいと考えておりますし、各高校、看護専門学校、総合支援学校等にも積極的に呼びかけていきたいと思っております。男性も女性も生徒については隔てなく、受けていただいている状況でございます。

DV相談先に係るカードは、できるだけ切らさないように、公共施設の男性用トイレ、女性用トイレに配置するように努めています。商業施設についても配置していただくようお願いしています。引き続き、こういう取り組みは進めていきたい。

○委員 私は周南公立大学が受託されている啓発事業に参加してみましたが、参加者は年齢の高い方が多かったように思います。午前中に開催されたのですが、子育てをしている若い方は参加が難しいだろうと思われました。開催する時間帯を検討していただければいいのではないかと思います。公立大学の学生さんの発表はよくまとめられていて、どのグループも大変よかったです。

○会長 啓発事業についての発言でしたが、事務局から補足がありますか。

○事務局 以前は大学で開催していましたが令和5年度は地域の市民センターで行いました。参加者の年齢層は高かったのですが、大学生にも参加いただき、概ね好評だったかと思います。今年度も開催いたします。チラシ等が出来上がりましたら、多くの皆さまに参加していただけるよう周知していきたいと考えております。

(2)令和5年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について

○会長 議事の(2)令和5年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 「令和5年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

この報告書は、「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南～後期～」における、3つの基本目標と11の重点項目について、令和5年度中に実施した市の男女共同参画推進事業及び関連事業の実施状況を調査し、年次報告するものでございます。

報告書の構成についてご説明いたします。4ページから11ページに、3つの基本目標の説明と11の重点項目の要点、目標指数と実績を記載しております。

基本計画における目標指標につきましては、13ページ及び14ページに達成状況一覧表を記載しております。

また、市の具体的な施策につきましても、例年、審議会で報告しているところですが、現在、資料を調整中で、次回、9月の審議会で報告させていただきたいと思っております。

それでは主な内容についてご説明いたします。報告書の4ページをご覧ください。基本目標1は、男女がともに活躍できる地域社会づくりです。

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策、方針決定に「参画」すること、雇用の分野における女性の参画、そして仕事と生活、地域活動の両立の推進が基本目標1の内容でございます。重点項目は5つ設定しております。

重点項目1、あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大におきましては、審議会における女性の登用率のほか、市の課長級以上の女性職員の割合を記載しております。令和6年4月1日時点は前年度より1.1%上昇し、7.8%となっております。

5ページをお開きください。

重点項目2は、仕事と生活の調和の推進について、男女がともに家庭的責任を担っていくための市の支援事業などについて触れております。積極的に育児をしている父親の割合は、令和5年度は74.4%で目標値の70%に達しております。

重点項目3は、働く場における男女共同参画の推進、ここでは女性が出産・子育てなどで仕事を中断するM字カーブのこと、そして雇用の分野における男女の機会の均等や、多様な働き方ができる職場環境づくりの必要性を挙げております。

目標指標は6ページにございます。女性の市内就業者数は16,428人で就業人口全体の減少もあり、平成30年度を下回りました。農林漁業の分野における指標につきましては、「家族経営協定数」は、平成30年度より3世帯増、「農業委員に占める女性の割合」は平成30年度より3.4ポイント上がり21.0%、「農地利用最適化推進委員」は平成30年度より3.2ポイント下がり9.3%となっております。

重点項目4は、地域社会における男女共同参画の推進を挙げております。目標指標は、自治会長に占める女性の割合で令和5年度は15.5%、目標数値を達成しております。

重点項目5は国際社会における男女共同参画の推進、今月に発表されたジェンダーギャップ指数の結果についてと、目標指標の国際交流事業参加者数についてあげております。なお、国際交流事業参加者は姉妹都市派遣事業が受入のみとなったこと等により、平成30年度より390人減となりました。

基本目標1はここまでとなります、次に基本目標2にまいります。

7ページをご覧ください。

基本目標2は男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり、人づくりを挙げております。

誰もが一人の人間として尊重され、性別による差別を受けることなく生きていける社会づくりに向けた、意識づくり、人づくりに必要な事項として、重点項目6～8を挙げております。

重点項目6は、社会制度や慣行の見直しについてです。男女共同参画に関する認識を深め、社会的な制度や慣習を見直していくため、啓発や広報活動の必要性を挙げています。

8ページにまいります。

重点項目7は男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進についてです。

固定的な性別役割分担意識の改善のため、男女共同参画の視点に立った教育、学習機

会の充実を図ること、そして女性のエンパワーメントの促進や企業のダイバーシティの尊重といった多様な価値観を包括する教育の必要性を挙げております。

重点項目 8 は市民との協働と推進体制の整備充実についてです。

男女共同参画社会の実現には、市民と行政との協働が重要であること、本計画を実効性のあるものとするためには、庁内組織の機能充実を図り、各所属が連携して実行にあたること、審議会の意見を反映し認識を共有することを挙げております。

男女共同参画推進員の活動回数は、令和 5 年度、18 回で、目標数値を達成しております。

9 ページをお開きください。

基本目標 3 は男女が健康で、安全安心に暮らせる社会づくりです。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、健康で、安心して暮らしていける社会づくりが重要となります。重点項目は 3 つ設定しております。

まず、重点項目 9 においては、あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現、を挙げております。

女性や子供に対する暴力を社会全体で許さない市民意識の醸成、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

相談体制としましては、DV 被害者への適切な支援のため、令和 5 年度から DV 等女性相談を人権推進課男女共同参画室に移管して、女性相談員を配置し、警察、児童相談所との連携の充実と被害者の安全確保、必要な支援を行いました。

このほか、もやいネットセンターを核として福祉の総合相談体制を構築しております。

10 ページをご覧ください。

重点項目 10 は、生涯を通じた健康づくりの推進です。

女性が安全、安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て期に切れ目のない支援体制を強化すること、生涯を健康に過ごすため健康診査等による早期発見、早期治療への取組を挙げています。

目標指標の、妊婦の健康診査受診率は、母子手帳交付後の転出等により、令和 5 年度 99.4% で、目標値をわずかに下回っています。そしてもう一つの目標指標である、市の特定健康診査受診率は 36.0% で平成 30 年度を 3.7 ポイント上回りました。

重点項目 11 は、みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくりです。

高齢者、障害者、一人親家庭など、社会環境の変化により不安定な状況に置かれがちな立場の人の人権が尊重され、あらゆる人が安心して暮らしていける環境づくりには、

男女共同参画の視点に立った施策が必要であること、そして防災分野においても女性の参画が必要とされることを挙げています。

目標指標である、認知症サポーター養成者数は累計16,208人で30年度から2,870人増加しています。

また、もう一つの目標指標、11ページの、防災会議の8号委員に占める女性の割合は40.0%で目標値に達しています。

○会長 事務局から説明がありましたが、何か意見や質問などがありましたら、お願いします。

○委員 資料2の4ページに、審議会委員は委員総数の10分の4未満にならないように選出するとありますが、審議会は目的をもって設置されるものでしょうから、男女比にこだわることなく、その目的に沿った人選するのがよいように思うのですが、いかがでしょうか。

また、5ページのやまぐち男女共同参画推進事業者の目標値を70件とされていることなのですが、事業者の数はやはりその市の人口の多少に影響されるでしょうから、70件というのは周南市の人口に応じた相対的な目標値なのか、それとも人口等とは直接に関係のない絶対的な目標値なのでしょう。

○会長 事務局から説明していただけますか？

○事務局 審議会委員の男女どちらかの比率が10分の4を下回らないようにというのは、市の条例に定めております。これは、あらゆる分野において男女が同じように参画するのがよいという考えに基づいたものです。

やまぐち男女共同参画推進事業者は山口県が認証するものですが、平成30年度の認証件数が51件であったことから、令和6年度の目標値を70件としたものです。よってこの目標値は絶対的な数値と考えております。

(3) 第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～の骨子案について

○**会長** それでは、次に「第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～の骨子案」について、事務局の説明を求めます。

○**事務局** まず、「第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」の諮問についてご説明いたします。

周南市男女共同参画条例第9条第3項の規定で、「市長は、基本計画を策定するときは、市民の意見を反映することができるように適切な措置をとるとともに、周南市男女共同参画審議会の意見を聴く」こととされております。

先ほど市長から会長に、第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン）について諮問させていただきましたが、この諮問に応じて、審議会でご審議していただいたうえで、答申をいただく時期につきましては、来年1月を予定しております。

次に、「第3次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン)」の骨子案につきましてご説明いたします。

これからの説明に際しては、「第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」については、「第3次計画」、「第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～」については「後期計画」との表現をさせていただきます。

なお、「後期計画」につきましては、送付しております概要版をご覧ください。

それでは、「第3次計画～骨子案」をご覧ください。

「第3次計画」の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、今年度策定予定としております。

後期計画からの主な変更点は、4点です。

まず、1点目でございますが、骨子案の2ページをご覧ください。

「第2節 計画の位置づけ」の4番目でございます。

計画の一部を、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づく「市町村基本計画」と位置づけるものです。

なお、現在の計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、また、一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として、「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」としても位置づけております。

次に2点目ですが、20、21ページをご覧ください。

市民アンケートでは、新たに「性の多様性についての認知度等に関する調査」を実施しております。セクシュアルマイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより、「生活しづらい社会だと思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると71.7%となっております。

次に3点目ですが、22ページをご覧ください。

「第3節 計画の基本的な考え方」のうち、第1節の基本理念について、男女共同参画推進条例では7項目掲げており、この理念をひとことで表現したフレーズを、第2次後期計画では「みんなが“笑顔”になれる男女共同参画社会の実現」としておりましたが、だれもが社会の対等な構成員として、自分らしく暮らすことができる社会の実現を考慮して、「互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち」と見直しを図りました。

4点目につきましては、24ページの施策の体系についてでございます。

朱書きで星印をつけておりますが、新たな重点項目として、「重点項目9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実」を困難女性支援基本計画の一部として、追加いたしております。

ほかの朱書き部分は、見直しを図ったものです。

「第3次計画」の具体的な事業や取組につきましては、「後期計画」での取組の検証を踏まえ、見直しを、今後、全庁を挙げて進めていく予定としています。

これからの具体的な推進施策を検討していくにあたり、本日は審議会委員の皆様にも、活発なご審議や貴重なご意見をいただきたく存じます。

それを踏まえたうえで、今後、素案を作成、次回の審議会でお示しする予定です。

今後の審議会の予定といたしましては、A4、1枚ものの資料4をごらんください。本日の審議会を経て、9月25日に、第2回目の審議会を開催し、素案について協議していただく予定にしております。

その後、12月頃にパブリックコメントを実施し、素案について市民の皆様のご意見を伺います。

令和7年1月9日に、第3回目の審議会を開催し、パブリックコメントを踏まえて計画案の協議をしていただき、後日、審議会として市長へ答申をいただいた後、第3次計画の策定というスケジュールを予定しております。

○会長 事務局から説明がありましたが、意見や質問などがありましたら、お願いします。

○委員 すまいるプラン周南骨子案の8ページに、市民アンケートを1,500人に送って、637件の回答をいただいたとあります。回答されたのは、やはり意識の高い市民の方だと考える方がいいと思いますが、いかがでしょうか？回答率が42.5%ということですが、アンケートの結果は市民の意識を反映したものと言っているのでしょうか。

○事務局 ご指摘のように、意識の高い方が回答したのではないかと、というのは否めないと見方だと思います。回答者の年齢構成のグラフも掲げておられますが、65歳以上の方が約半数です。高齢者の方の意向がよりアンケート結果に反映されているということは考慮しながら分析をしなければならないと考えております。

○委員 オンラインによるアンケートだともう少し若い方からも回答が得られたのではないかと思います。男女共同参画推進員の取組みも、今、インターネットを活用したものにも挑戦しているところです。

また、DVに関する記述も様々ありますが、身体への直接的な暴力だけではなく、パワーハラスメントやモラルハラスメントなど精神的なDVによって、深く悩んでいる事例もありますので、推進員としてそのようなケースへの対応も考えていきたいと思っております。

○会長 精神的なDVについて示唆をいただいたところですが、事務局からこれについて何か補足がありますでしょうか。

○事務局 この度もDVに関する調査を行いました。ご指摘のように精神的なDVもまだあります。このような結果を踏まえまして、どのようにして暴力のない社会を作っていくか、皆様のご意見を聞かせていただきたいと思いますと考えております。

○委員 アンケート回答者の年齢についての話が出ておりますが、それは高齢者と若年者では意識が違ふと考えられるということなのではないでしょうか。だとしたら世代別でアンケート結果を整理することが必要なのではないのでしょうか。全世代対象として広域的に郵送によって調査するのはいいと思うのですが、それだけでなく、子育て世代の30代、40代の意識はどうか、周南公立大学の学生さんはどうかというようにもう少し

し細かに調査・分析することも必要なのではないかと思えます。

また、すまいるプラン周南骨子案の21ページに、性的マイノリティについてのアンケート結果がありますけれども、回答された方のほとんどは当事者ではないので、この結果はそういう前提で見ないといけないと思えます。そして、当事者の意見、意識をどのようにして把握していくか、今後の課題であると思いました。

○会長 ご意見は、アンケートの対象者をどう抽出するのかということについてだと思えます。アンケートの目的によって、広範な市民に向けて行うのか、30代40代の子育て世代、性的マイノリティ当事者のように特定の対象者の意識を探ろうとするのか、今後もよい調査となるよう引き続き検討していかなくてはならないと思ったところです。このあたりについて、事務局から何かありますか。

○事務局 アンケートについては、年齢等の回答者の属性によってどのような傾向や差異はあるのか、分析する必要があると考えています。この度の骨子案では、細かな分析をしておりませんが、例えばお話にありました子育て世代の意識など、特筆すべき点については検討し、計画に盛り込んでいくことも検討したいと考えております。

また、ご指摘いただきましたように、性的マイノリティ当事者の考え方や意識について考えていきたいと思えます。それらがアンケート結果と大きな差異があれば、また報告させていただきます。

○委員 アンケート回答者は55%が女性で、年齢的には半数が65歳以上ということですので。65歳以上の女性は、男性優遇の社会を生きて来られた方々だと思えますが、アンケート結果をみると、そのような男性優遇の社会に納得していないという本心が表れていると思えます。

先ほどの資料2「すまいるプラン報告書」の中に、自治会長に占める女性の割合が15.5%との記載がありましたが、声の大きい人の意見を聞く人が多い、声の大きい人が社会に影響を与えるというのが、日本の社会ではないかと思えます。その声の大きい人は、圧倒的に男性であるというのが現状で、社会の方向性を決める場面でも多いのが男性、そういったことが男女共同参画を阻害しているのかなと思えます。市議会が考えるべきものなのでしょうが、クオータ制の導入なども検討してもいいのではないのでしょうか。

昨年、市役所の管理職に占める女性の割合が少ないことを意見として言わせていただ

きました。今年は割合が増えておりますが、もう少し増えたらいいなあと思います。

○委員 前回、第2次のすまいるプラン周南は79ページのボリュームでしたが、今回いただきました骨子案は24ページです。今後、どのように計画の策定は進んでいくのでしょうか。

○事務局 この度は、骨子案ということで、施策の体系というところまでを示させていただきました。この後に続けて、施策の方向と具体的事業や目標指数等について記述していきます。この部分については、次回9月の審議会で諮りたいと考えています。

○委員 今回のすまいるプラン周南には、困難女性支援法に基づく困難女性支援基本計画も盛り込むとのことですが、具体的にはどのような案件があり、どのような施策を考えられているのでしょうか。

○会長 困難女性支援法は今年4月に施行されました。これまで、戦後まもなく作られた売春防止法によって、困難な状況にある女性を守ってきましたが、今は売春に関わっている女性は少ないということで、女性の健康に視点を当てて今の時代に合った支援をしていこうというのが、この法律が作られた背景です。具体的な施策や内容については事務局の方からお願いできますか。

○事務局 女性を巡る課題ということで、生活困窮、性暴力、性犯罪、家庭崩壊などコロナ禍で問題が顕在化してきたという背景もあります。また少子化、こども対策の視点も踏まえまして計画ができております。山口県は既に計画ができております。市町については努力規定で計画を策定することとされています。

具体的な施策として都道府県は、包括的な組織として女性相談支援センターを設置することが義務付けられています。ですので、すまいるプラン周南でも、相談支援体制をどのようにしていくかということ等を検討していくつもりです。

○会長 困難女性支援法は施行されたばかりでして、これから我々市民が、ここ周南でどのようなことをすれば女性の支援ができるのかを考えていかなければならないと思います。この審議会でも意見交換ができればと考えております。

○委員 私の娘は今まさに子育て世代ですが、仕事をしながら子育てをしている方が多いです。産後休暇が終わると保育園問題ですね。預けるところがないので、遠くの保育園まで連れっけているお母さんとか、二人目が生まれたのだけど、上のお子さんを預けるところが見つからなくて、仕方なく職場に預けているとか、そういう話をよく聞きますので、保育園を充実させていただければと思います。

○委員 私は子育て世代なのですが、中学校の部活動が地域に移行される予定であることに不安を抱いています。今の部活動は中学校で行われていますのでいいのですが、地域に移行されると、部活動の場所まで中学生が移動していかなくてはなりません。近ければいいのですが、遠い場合に親が仕事していると送迎はできませんので、子どもにその部活動は諦めてって言わざるを得ないようなことも起こります。中学生が部活動を自由に選択できる環境を平等に確保してほしいと思います。

○会長 他にご意見・ご質問はありませんでしょうか。他に意見・ご質問がないようですので、以上で、本日の議事を終了いたします。議長の役を終え、進行を事務局にお返ししたいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

(4)その他

○事務局より連絡事項伝達